

第2回 むつ市地域公共交通活性化協議会 議事概要

開催日時	平成23年12月27日（月） 13：30～13：50				
開催場所	むつ市役所 大会議室1				
出席委員	11名 オブザーバー1名	欠席委員	4名	傍聴人	3名
議事次第	1 開会 2 協議案件 (1)大畠地区における「デマンド型乗合タクシー」本格運行の実施について 【資料1、資料2、2-1、2-2、資料3】 (2)その他 3 閉会				
議事概要	<p>1 開会 (事務局進行により開会)</p> <p>2 協議案件 (1)大畠地区における「デマンド型乗合タクシー」本格運行の実施について 【資料1、資料2、2-1、2-2、資料3】 (事務局) それでは、早速に協議に入りたい。 進行については、伊藤会長にお願いする。</p> <p>(会長) 総務政策部長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。 本日は年末の大変お忙しい中、また、12月としては記録を更新いたしました、連休中の大雪の片付け等でお疲れのところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には当協議会をはじめ、市政各般に渡りましてご協力を賜り、厚く感謝を申し上げます。 それでは早速進めてまいりたいと思いますけれども、本日の案件につきましては次第にありますように、昨年8月から実証運行しております大畠地区のデマンド型乗合タクシーについて、先月、大畠地区分科会を開催しておりますが、そこでの意見を集約し、今後本格運行を行うということについてご協議いただくものでございます。 実証運行での実績につきましては、資料にもあるとおり決して満足できる数字とは取れないものの、昨年に比べて利用者も増えつつあるということ。また、地域住民の足を確保するという点からも、事業者の協力も得て本格運行へ移行するというものでございます。 それでは、協議案件（1）につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局)</p>				

それでは説明する。

協議案件の大畠地区における「デマンド型乗合タクシー」の本格運行の実施について、これは、これまで実証試験で運行した大畠町市街地と薬研地区を結ぶデマンド型乗合タクシーを24年4月から本格運行することの可否について、当協議会で協議・決定願いたい。運行までの経緯は、資料1をご覧願う。

平成21年3月下北交通株式会社より「大畠薬研線・小目名線」の廃止の申し出を受け、同月に大畠地区分科会を設置し、検討・協議を進めていただいた。

協議では、利用需要から採算が合う運営は困難であるとの認識・確認となったが、補助金も含め、市とバス事業者とで再度、路線維持について協議を願いたい旨の要望があった。

これを受け、市と下北交通とで協議したが、多額の費用が掛かるなど、路線廃止は避けられないとして、皆様ご理解いただき21年10月に廃止となったものである。

しかしながら、早期に代替交通を確立してほしいとの強い要望があったことから、「デマンド型タクシー」等の運行に向け制度設計を進め、22年2月に大畠地区分科会において、デマンド型タクシーの実施について結論を得、親会議、当協議会を開催し、協議会として「デマンド型乗合タクシー」の運行を正式決定された。

運行開始は、当初4月1日を予定していたが、運行委託事業者の選定や許可に係る手続き等に時間を要し、平成22年8月2日から開始している。

現在の運行時刻、運行便数等については、資料2-2のとおり、23年1月に住民の方々と意見交換を踏まえ、22年度は1日6便の運行が、23年度は1日7便とし、運行時刻も改正するなど改善を図り、現在に至った。

次に運行実績で、資料3をご覧願う。

表の上は、月別の利用人数、運行本数、運行率、下にはそれをグラフに表したもの、2枚目には、利用者の区間ごとの内訳をグラフに表したものである。

運行率とは、運行本数をひと月の運行可能本数で割った数値である。

利用人数、運行本数とも22年度と比較し、延びており、特に7月を中心に利用実績が大きい。

2枚目、各区間の利用内訳はご覧のとおり。

住民の利用か、観光客の方の利用かは、確認とってないが、大畠タクシーの報告では、薬研、奥薬研から旧大畠駅の区間は、観光客のこと。22年度は地元が約6割、観光客が4割、23年度はそれぞれ5割ずつとなっている。

次に運行に係る許可等について説明する。

現在のデマンド型乗合タクシーの運行は、運行期間を24年3月31日までとする21条許可で運行している。

乗合タクシーの運行には、法に基づく許可が必要で、本格的に運行する場合は、4条「一般乗合旅客自動車運送事業経営許可」が必要となるが、書類の作成、審査等に時間等がかかるとともに、事業の継続運行が求められている。

一方、21条許可とは、一般に実証運行、試験的な運行のための許可で、試験運行を行い、運行ルート、運行時間の設定等に問題がないかどうかをチェックし、本格運行が可能かどうか判断するため、運行期間は最大1年間となる。

22年度の運行許可は23年3月31日までだが、特例的に24年3月31までの許

可を得た。

この実証試験中に事業継続の可否について決定する必要があることから、大畠地区分科会を11月に開催し、本格運行することについて意見集約が図られ、今回、当協議会での協議・意見集約を求める。

次に運行事業（案）について、資料2をご覧願う。

事業内容は、これまでとほぼ同様であるが、大畠地区分科会における意見を踏まえて、修正を加えた部分を説明する。

委託先は、これまでどおり大畠タクシーとなる。

2の事業実施体制について運行便数を1日7便から1日8便と増便とする。

次の（8）利用料金は、運行開始時において高橋川、小目名地区から大畠市街地を結ぶ区間は、激変緩和措置として、初年度1年限りとして本来の設定料金より100円安く設定していたが、当初の設定に戻すことで大畠地区分科会から了承を得たことから、料金をそれぞれ100円ずつ改定している。

資料2-1をご覧願う。

運行時刻は、地区住民の方々の大畠診療所、むつ総合病院への通院を想定した接続を、また、観光客の方々は薬研への宿泊を想定した時刻設定としている。

事務局では、地域の方々のご要望に応えるとともに、地域の公共交通の維持・確保を行うという観点から、運行事業計画（案）にて事業を進めてまいりたいので協議願いたい。

(会長)

ただいまの説明に関して、まず、資料1の経過の部分でご質問等はないか。

(質問等なし)

(会長)

次に、資料3の運行実績の部分でご質問等はないか。

(質問等なし)

(会長)

次に、資料2、そして資料2-1、資料2-2の運行事業（案）について、何かないか。

(質問等なし)

(委員)

大畠地区で十分検討してきた結果が出されているので特に問題が無ければそれでいいと思う。

(会長)

他の委員の方、何かないか。

(意見等なし)

(会長)

無いということで、協議案件（1）は資料2に記載の運行事業（案）によって、4条許可による本格運行を行うということで、意見集約したいがよろしいか。

（「異議なし」の声）

(会長)

それでは、そのようにさせていただく。

(2) その他

(会長)

次に、協議案件（2）その他について、何かご協議いただく案件があればお出し願いたい。

(意見等なし)

(会長)

それでは、本日予定していた案件を終わる前に運輸局の丹藤委員から一言お願ひしたい。

(委員)

青森運輸支局の丹藤と申します。よろしくお願ひします。

本日、大畠地区の4条許可、本許可での申請をすることで了承され、交通空白地区が生まれないことになるということで、私どもとしても好ましいことだと考えております。

ただ、今回資料3を見れば、どの時間帯が一番利用あったのかというのがグラフには無いことに気がついたんですが、要するに利用者が地区住民あるいは観光客がどの時間帯を多く利用しているのか、そういうところも情報として分析しながら、当然接続とかの関係もあるでしょう。やはりそういったところを見ながら、便数のあり方を検討していく必要があるのかと感じました。

また、デマンド型ということで、事前に予約しないと乗れない、走らないのですが、観光客の方がどういうふうにそれを知り得たのかなっていうところはあったんですが、今後ますます、そういったPR・周知に努めて、そちらの利用者も取り込んでいこうという活動も必要になってくると思います。

運賃については、公共交通会議で協議・了承した案件ということで届出ということにはなるんですが、利用者の方はそれに対してどのような意識を持っているのか、実績も見ながら検討して、やはり適正な、利用者にとって利用しやすいもの、今後は運賃もダイヤも、時間等そういったものも含めて適宜声を聞きながら見直しをする必要もあると思います。

(伊藤部長)

はい。ありがとうございました。貴重なご意見参考にさせていただきたいと思います。
それでは、本日予定されておりました案件終わりましたので、事務局の方へお返しいた
します。

3 閉会

(事務局進行により閉会)

